

# 岐阜県農業災害緊急支援資金融資措置要領

平成 17 年 4 月 1 日水田第 4 号  
最終改正 令和 3 年 6 月 7 日農経第 393 号

## 第 1 目的

台風、豪雨、冷夏、降雪等の災害により多大な損失を受けた農業者等に対し、災害復旧並びに再生産に必要な資金を、迅速かつ円滑に融通するための特別の措置を講ずることにより、その経営の再建に資することを目的とする。

## 第 2 資金の設置、運用開始

岐阜県農業企業化資金助成規則運営要綱（平成 14 年 9 月 17 日付け農産第 860 号。以下「運営要綱」という。）第 2 の 8 に規定する「政策資金」において本資金を設置し、別途通知する「〇〇（災害）に係る農業災害緊急支援資金の運用開始について」（農政部長通知。以下「運用開始通知」という。）により運用を開始するものとする。

## 第 3 対象災害

1 農業被害の状況を取りまとめ、その被害額等に鑑み、当該被害が特に著しいと知事が認める気象災害を対象とし、その基準は概ね次のとおりとする。

### (1) 台風災害

ア 単独台風については、総被害額（水産・農地関係を除く）が 5 億円を超えるもの

イ 近接して（概ね 1 ヶ月以内に）2 以上の台風災害があった場合には、総被害額（水産・農地関係を除く）の合計が 10 億円を超えるもの

### (2) 冷夏災害

総損失額（水産・農地関係を除く）が 5 億円を超え、かつ各農作物等ごとの損失額がその平年販売額の 10% 以上のもの（貸付対象被害農作物指定）

### (3) 知事特認災害

復旧支援が特に必要であると知事が認めたもの

## 第 4 貸付対象者

1 被害証明書により市町村長の被害証明を受けた運営要綱第 2 の 1 の (1) に掲げる農業を営む者並びに同第 2 の 1 の (4) に掲げる農業者の組織する法人及び団体で、約定どおりの償還が確実と見込まれる者

なお、被害証明書により市町村長の被害証明を受けた者とは、以下のとおりとする。

### (1) 台風災害の場合

農作物、樹体及び農業施設被害で市町村長の被害証明を受けた者

### (2) 冷夏災害の場合

貸付対象被害農作物等の減収量がその平年収穫量の 30% 以上、又は、貸付対象被害農作物等の損失額が平年販売総額の 10% 以上である旨の市町村長の被害証明を受けた者

(3) 知事特認災害の場合

復旧支援が特に必要であると知事が認めた者（別途、運用開始通知により定める）

第5 貸付対象資金使途

- 1 当該災害により被害を受けた施設等の復旧、新設、改良に要する設備資金
- 2 種苗、肥料、薬剤等次期作付けに要する運転資金

第6 貸付条件

1 貸付限度額

貸付限度額は、次の(1)から(3)のうち最も低い金額とし、最低借入額は10万円とする。

- (1) 第7の1の(2)の規定による市町村長の証明を受けた損失額。
- (2) 設計書又は見積書等に基づき算出された総事業費の80%以内（災害に関する補助事業の交付決定を受けた場合は補助残事業費の80%以内、認定農業者が農業経営改善計画に即して借り入れる場合は100%以内）
- (3) 農業近代化資金の通算融資残高（本資金借入額を含む）において、個人1,800万円、農業を営む法人及び団体2億円、農業を営まない法人及び団体15億円を超えないこと。

2 償還期限（うち据置期間）

償還期限は、7～20年（うち据置期間2～7年）以内とし、借入申込者の経営状況、貸付対象資金使途の性質、規模等を総合的に勘案し、適切な期間を設定するものとする。

3 貸付利率

基準金利から県基本利子補給率及び農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業に係る事業実施主体からの助成率を差し引いた利率（以下、「基本金利」という。）が0.2%を超える場合は、貸付利率を0.2%とするため、基本金利から0.2%を差し引いた利率にかかる金利について県が上乘せで負担することとする。（基準金利が変動すれば、それに伴いそれぞれの利子補給率も同率の割合で変動する。）

なお、基本金利が0.2%を超えない場合は、基本金利を貸付利率とする。

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業に係る事業実施主体助成とは、認定農業者等が経営改善を図るために借り入れる場合に、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成24年4月6日23経営第3536号農林水産事務次官依名通知)に定める公益財団法人農林水産長期金融協会から、当該認定農業者等に対して行われるものである。

具体的な利率については、別途定める農業制度資金等の貸付利率等に関する取扱要領（平成15年10月21日付け水田第951号）によることとする。

第7 借入申込手続及び利子補給承認申請手続

- 1 本資金の融通については、運営要綱に規定する借入申込手続及び利子補給承認申請手続のほか、次に掲げる手続を要する。

- (1) 借入申込者は、被害証明書【別記第1号様式】に被害状況を確認できる資料（決算書類、帳簿、伝票、被害状況写真等）の写しを添付の上、市町村長に提出する。

- (2) 市町村長は、(1)の添付資料を総合的に判断した上、被害証明書を借入申込者に交付する。なお、被害証明に当たっては、必要に応じて融資機関、農林事務所等関係機関に助言、支援を求め、その意見を参考に、市町村長の責任において証明するものとする。
- (3) 借入申込者が、認定農業者等農業を営む者である場合は、(2)の被害証明書とともに、借入申込希望書【岐阜県農業経営改善関係資金制度運営要領（平成14年9月17日農産第882号。以下「制度運営要領」という。）別紙1】、経営改善資金計画書【制度運営要領別紙2】、借入申込書【制度運営要領別紙6】を融資機関に提出する。
- 借入申込者が、農業を営まない法人及び団体である場合は、(2)の被害証明書とともに、借入申込書【運営要綱様式例①】を融資機関に提出する。
- (4) (3)の借入申込希望書等の提出を受けた融資機関は、借入申込者が認定農業者である場合は特別融資制度推進会議設置要綱(平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知)第1に基づき設置され市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議の事務局へ関係書類の写しを送付し、経営改善資金計画の認定を求めるものとし、借入申込者が認定農業者でない場合は、農林事務所へ関係書類の写しを送付する。
- (5) その後、融資機関は、その内容を貸付対象チェック表【別記第2号様式】等により審査の上、貸付けを行おうとするものについて、利子補給承認申請書【岐阜県農業企業化資金助成規則（昭和36年岐阜県規則第145号。以下「規則」という。）第3号様式】に農業企業化資金審査概況表【運営要綱様式例⑩】及び融資に関する意見書【規則第4号様式】を添付の上、市町村長あて送付する。なお、融資審査に当たっては、借入申込者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に、約定どおりの償還が可能かどうかについて責任を持って審査するものとする。
- (6) (5)の申請書の送付を受けた市町村長は、融資事業に関する意見書（規則第11号様式）を添えて知事(委任事務に係るものについては農林事務所長)に送付する。

## 第8 その他

本要領に定める「損失額」「被害額」「平年〇〇〇」については、次により算出するものとする。

「損失額」＝ 平年販売額 － 被害年収穫量 × 実勢単価

「被害額」＝ (平年収穫量 － 被害年収穫量) × 平年単価

「平年〇〇〇」： 直近過去5年のうち最高と最低を除く3年分の平均〇〇〇

### 附則

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成17年10月15日から施行する。

### 附則

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

附則

この要領は、令和 3年 6月 7日から施行する。